

行政文書公開決定通知書

22 子子事第 3-2 号
平成 22 年 5 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

実施機関
名古屋市長 河村 たかし



平成22年4月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

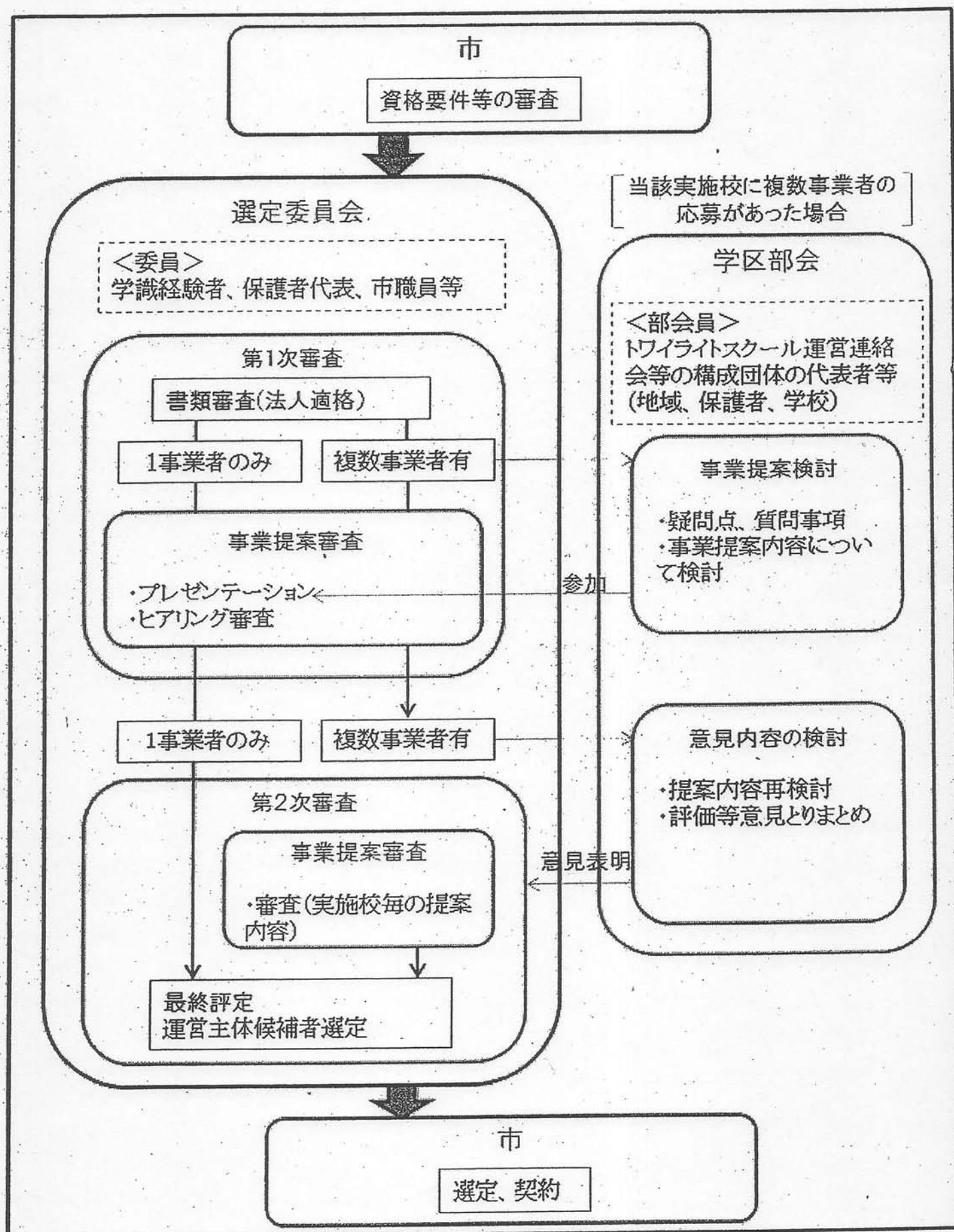
行政文書の名称	地域説明資料「トワイライトスクールについて」の3運営主体選定の流れ、及び、名古屋市トワイライトスクール及び生涯学習開放運営主体候補者選定委員会設置要綱について		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 22 年 5 月 12 日	午前 4 時 15 分 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課> 子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 電話:052-972-3229		

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3153（直通） FAX:972-4127

3 運営主体選定の流れ



起案	平成21年12月 1日	経費支出	なし	文書番号	
処理期限		分類区分	H21-114-003 -002-001	システム番号	2009 - 1401030000 - 000334
決裁	21.12.-7			起案 担当課	子ども青少年局子ども事業調整室 小縣 俊一 (電話: 3229)
施行	21.12.-7	保存期間	5年		
簿冊	トワイライトスクール実施				
標題	名古屋市トワイライトスクール及び生涯学習開放運営主体候補者選定委員会設置要綱について				
	標題の件について次記のとおり要綱を定めてよろしいか。				
	市長	副市長			市長室長
	*****	*****	*****	*****	*****
	所属	補職	職員	押印欄	
	教育委員会事務局	教育長	佐合 広利		
	教育委員会事務局	教育次長	山田 哲郎		
	教育委員会総務部	部長	早瀬 弘親		
	教育委員会総務課	課長	太田 洋一		
	教育委員会総務課			 	
	教育委員会生涯学習部	部長	堀崎 亘		
	教育委員会生涯学習課	課長	津坂 昌樹		
	教育委員会生涯学習課	主査	加藤 清嗣		
	教育委員会生涯学習課				
	子ども青少年局	局長	石井 久士		
	子ども青少年局総務課	課長	海野 稔博		
	子ども青少年局総務課			 	

[illegible]

記

1 件 名

名古屋市トワイライトスクール及び生涯学習開放運営主体候補者選定委員会設置要綱、及び平成 21 年度に公募する事業分にかかる選定委員について

2 制定理由等

トワイライトスクール等の運営主体をプロポーザル方式による企画競争により選定するにあたり、公平公正に審査し選定するため運営主体候補者選定委員会を設置するため制定するとともに、平成 21 年度に公募する事業分にかかる選定委員を選任するもの。

3 要綱について

別紙 1 案のとおり

4 平成 21 年度に公募する事業分にかかる選定委員の選任案について

別紙 2 案のとおり

名古屋市トワイライトスクール及び生涯学習開放運営主体
候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 トワイライトスクール及び生涯学習開放（以下「トワイライトスクール等」という。）の事業の実施目的を効果的に達成できる運営主体候補者を公平かつ適正に審査し、選定するため、「トワイライトスクール及び生涯学習開放運営主体候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、別に定める募集要項に基づき応募した団体（以下「応募団体」という。）について、総合的に評価し、運営主体候補者を選定し、市長に報告する。

(選定結果の通知等)

第3条 市長は、委員会の報告を踏まえ、運営主体を決定し、応募団体に通知し、公表する。

(組織)

第4条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者の代表
- (3) 名古屋市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、依頼された日から第2条に規定する市長への報告が完了する日までとする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、会長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5 委員会の会議の傍聴に関しては別に定める。

(会議の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない事由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面を持ち回ることにより委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、「出席」とあるのは「署名」と読み替えて前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(競合校における部会の設置)

第9条 複数の事業者から応募のあったトワイライトスクール等実施校（以下「競合校」という。）における選定過程において、地域の状況等を踏まえた地域意見等を聴取する必要があると委員会が認める場合は、地域団体の代表者等を部会員とする部会を競合校ごとに設けることができる。

2 委員会は部会に対し意見書の提出を求め、選定に反映させることができる。

3 部会員には、応募団体の利害関係者をあてることができない。

4 前項に定めるほか、部会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(守秘義務)

第10条 委員及び前条に規定する部会員は、選定に関し委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(謝金)

第11条 委員（名古屋市職員を除く。）への謝金の額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋

市条例第 14 号) 別表第 2 に定める指定管理者選定委員の報酬の額
に準ずる。

13,300円(8級)

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、子ども青少年局子ども未来部子ども事業
調整室において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な
事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 ー 日から施行する。

選定委員会委員について(案)

〈委員〉

(敬称略)

学識経験者	愛知淑徳大学文学部教授	中野 靖彦
保護者代表（市 PTA 協議会副会長）		清水 敬介
保護者代表(同上常任理事（母親副代表）)		大西 准子
その他市長が必要と認める者 （公認会計士）公認会計士		小野田 誓
本市職員（子ども青少年局及び教育委員会）	名古屋市立旭丘小学校長 子ども未来部長 教育委員会生涯学習部長	